

新監査公表第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 7 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

令和 4 年 1 月 26 日

新潟市監査委員	高 井 昭一郎
同	伊 藤 秀 夫
同	五十嵐 完 二
同	串 田 修 平

財政援助団体等監査結果の報告

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（令和2年2月28日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第2項及び第7項の規定に基づく出資団体監査

第3 監査の対象

(1) 対象団体

公益財団法人新潟水道サービス

(2) 所管課

新潟市水道局総務部総務課

第4 監査の着眼点

(1) 対象団体

- ・ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- ・ 経営成績及び財政状態は良好か。
- ・ 決算書等は法令や会計基準に準拠して作成されているか。
- ・ 出納その他の事務の執行が効率的かつ適正に行われているか。
- ・ 内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。
- ・ 自主的な経営を進めるための取組み（自主財源の確保等）はどうか。

(2) 所管課

- ・ 対象団体の経営成績及び財政状態、施設の状況を十分に把握し、適切な指導監督、管理を行っているか。
- ・ 対象団体と行政との役割分担は明確になっているか。また、連携がうまく図られているか。

第5 監査の対象事務

令和2年4月から令和3年3月までに執行された事務事業

第6 監査の実施手続

監査にあたっては、書面審査、現地確認及び関係者からの説明聴取等により実施した。

第7 監査等の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局及び公益財団法人新潟水道サービスの執務室等

(2) 実施日程

令和3年7月27日から令和4年1月12日まで

第8 監査対象団体の概要

(1) 名称及び所在地

公益財団法人新潟水道サービス
(新潟市中央区紫竹山1丁目5番10号)

(2) 基本財産等

0円(市出捐額180万円 市出捐比率100%)

※市水道局(以下「水道局」という。)から南山展望台(以下、「日本海タワー」という。)を現物出資され、基本財産としていたが、平成26年の日本海タワー運営終了に伴い建物を返還した。

(3) 設立目的及び事業

公益財団法人新潟水道サービス(以下「財団」という。)は、日本海タワーの開設に際し、その管理運営を主な目的として、水道局の出資により設立された。平成26年に日本海タワーが閉館した後も、水道事業に関する公益法人として、市民が安心して水道を使えるよう支援することを通し、文化的な市民生活の維持向上に寄与することを目的とし、当該目的を達成するため主に次の事業を行っている。

- ア 給水装置の診断及び調査事業
- イ 水道事業に関する知識の醸成事業
- ウ 給・配水設備の維持管理に関する事業
- エ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(4) 沿革

- 昭和45年 水道局を出資団体として、基本財産の日本海タワーの管理運営等を行う財団法人として設立(出捐総額180万円)。
- 昭和51年 検針・集金業務の受託を開始。
- 平成26年 公益財団法人に移行。日本海タワーの営業終了。

(5) 組織の状況

(単位：人)

	合計	市派遣	市兼任	他団体 兼任	市職OB	プロパ ー	臨時・ 嘱託等
役員計	8		3	3	2		
常勤	2				2		
非常勤	6		3	3			
職員計	53	1			4	27	21
常勤	28	1				27	
非常勤	25				4		21
合 計	61	1	3	3	6	27	21

※令和2年7月1日現在

(6)財務の状況

ア 貸借対照表

(単位：円)

科 目	令和2年度	令和元年度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産	63,955,554	61,216,118	2,739,436
2 固定資産	47,099,909	30,382,250	16,717,659
(1)基本財産	0	0	0
(2)特定資産	38,981,692	22,287,964	16,693,728
(3)その他固定資産	8,118,217	8,094,286	23,931
資産合計	111,055,463	91,598,368	19,457,095
II 負債の部			
1 流動負債	42,644,555	41,385,814	1,258,741
2 固定負債	38,981,692	28,287,964	10,693,728
負債合計	81,626,247	69,673,778	11,952,469
III 正味財産の部			
1 指定正味財産	0	0	0
2 一般正味財産	29,429,216	21,924,590	7,504,626
正味財産合計	29,429,216	21,924,590	7,504,626
負債及び正味財産合計	111,055,463	91,598,368	19,457,095

※各年度とも3月31日時点の数値

イ 正味財産増減計算書

(単位：円)

科 目	令和2年度	令和元年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
経常収益	515,017,628	503,036,074	11,981,554
経常費用	504,143,002	492,258,167	11,884,835
当期経常増減額	10,874,626	10,777,907	96,719
経常外収益	0	0	0
経常外費用	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	7,504,626	7,689,407	▲184,781
一般正味財産期首残高	21,924,590	14,235,183	7,689,407
一般正味財産期末残高	29,429,216	21,924,590	7,504,626
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	29,429,216	21,924,590	7,504,626

※各年度とも4月1日から3月31日までの間の数値

(7) 経営成績及び財政状態の推移

平成 28 年度は職員 3 名の退職により退職給付費用が増大して赤字を計上したが、平成 29 年度以降は 4 期連続黒字で増益傾向にあり、正味財産を維持した安定した経営状況となっている。

(単位：千円)

年 度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
経常収益計 (A)	467,754	483,049	495,990	503,036	515,018
経常費用計 (B)	489,069	474,534	495,249	492,258	504,143
当期経常増減額 (A - B)	▲21,315	8,515	741	10,778	10,875
当期一般正味財産増減額	▲21,386	5,768	577	7,689	7,505
正味財産期末残高	7,890	13,658	14,235	21,925	29,429

(8) 本市からの財政的援助の状況

ア 委託料及び補助金の状況

財団は水道局からの受託事業の委託料及び補助金として、年間約 5 億円の財政的援助を受けており、総収益に占める割合は 100%に近い。これらの受託事業のうち、委託料が最も高額である検針業務は、令和 4 年度から料金収納業務と一体化して入札方式に移行されることとなるが、財団は受託せず、検針業務に付随する広報誌「水先案内」配付についても受託しない見込みである。また、GIS 更新業務は、専門人材の確保が難しく令和 4 年 7 月以降受託を辞退する予定である。

(単位：千円)

年 度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
委託料 (A)	464,357	478,923	492,082	502,048	514,787
給水装置診断調査	122,250	117,480	128,421	135,509	140,448
修繕サービス	94,604	105,511	103,848	107,648	111,177
広報誌「水先案内」作成・配布	24,865	25,985	27,643	29,098	26,444
貯水槽指導	3,793	3,986	4,238	2,171	4,180
構内用務	5,901	6,032	6,169		
検針業務	183,110	187,277	188,728	194,595	198,304
GIS 更新	15,528	17,070	17,055	16,677	17,602
口座データ入力	14,306	15,582	15,980	16,350	16,632
補助金 (B)	2,820	2,854	3,284	565	0
総収益 (C)	467,754	483,049	495,990	503,036	515,018
総収益に占める委託料+補助金の割合 (A+B) / (C)	99.9%	99.7%	99.9%	99.9%	100.0%

イ 借入金状況

平成 28 年度に退職金支給に伴う資金不足に対応するため、水道局から 3,000 万円を借入れているが、平成 29 年度から毎年 600 万円を返済しており、令和 3 年度に返済を完了する見込みである。

(単位：千円)

年 度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
借入金残高	30,000	24,000	18,000	12,000	6,000

第 9 監査の結果

監査した結果、出納その他の事務については概ね適正に行われていることを確認したが、次の事項について改善・検討の必要があると認められた。今後、必要な措置を講じ、適正な事務執行の確保に努められたい。

また、監査対象団体の運営について意見を付したので、監査対象団体及び所管課においては、適切な措置を講じられたい。

(1) 指摘事項

水道局東庁舎において、財団職員の通勤用自動車の駐車に対しその使用を許可しておらず、使用料も徴収していなかったもの 所管課

水道局は、財団に業務を委託するにあたり、その履行場所を水道局総務課が所管する水道局東庁舎と指定しているが、同庁舎に勤務する財団職員の通勤用自動車駐車場 28 台分について、その使用は許可されておらず、使用料も徴収していなかった。

地方自治法では、行政財産とは公用又は公共用に供する財産で、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができると定められており、行政財産の使用にあたっては、当該行政目的を達成するために当然に必要と認められるものを除き、その使用の許可が必要であると解される。したがって、財団職員の通勤用自動車を駐車するために水道局東庁舎駐車場を使用させるのであれば、それは他の通勤手段もあることから行政目的を達成するために当然に必要なものとは認められないため、その使用を許可する必要がある。かかる使用許可をするに際しては、新潟市水道局行政財産目的外使用料規程第 2 条第 1 項において、行政財産の使用の許可を受けた者から使用料を徴収することが定められており、同規程第 3 条第 1 項で、使用料は使用許可をする時に徴収することとしているのであるから、直ちに使用料を徴収しなければならない。

なお、水道局総務課が長年にわたり上記のような取扱いをしてきた一因として、保有する資産を有効に活用する意識が希薄であることが考えられる。本市の水道事業においては、人口減少等の影響により給水収益が減少傾向にあり、それ以外の収益確保に向けた取組みが欠かせない。水道局総務課は、行政財産の適正管理はもとより、本市の水道事業が置かれている現状についてあらためて認識し、本事案に限らず保有する資産をより有効に活用する方策についても検討するよう求めるものである。

(2) 注意事項

ア 期末手当等にかかる賞与引当金が未計上だったもの 団体

【事実】

財務諸表に期末手当等にかかる賞与引当金が計上されていなかった。

【見解】

期末手当等は令和3年6月に支給されることが予想され、かつその金額も合理的に見積もることができることから、令和3年3月末時点で引当金計上の要件を満たしているため、実質的に発生している額に相当する賞与引当金を計上する必要がある。

イ 財団の会計規程に定める支出伺によらず予算執行していたもの 団体

【事実】

財団の会計規程では、支出予算の執行にあたっては、支出伺を作成すべきことが定められているが、実際にはこれを作成せず、会計規程に定められていない書式により処理していた。

【見解】

会計規程の予算執行方法は実態に合っていないことから、適正に予算が執行され、かつ実態に合った運用方法となるよう、会計規程の改正も含めて検討する必要がある。

(3) 意見

財団は、水道局が昭和45年に日本海タワーを開設した当初に、その管理運営を主な目的として設立された。平成26年には、日本海タワーが施設の老朽化などにより閉館したことに伴い関連する受託業務は終了したが、その間、市町村合併や事業所の統廃合などを背景とした水道局の業務効率化が求められ、水道事業の委託化が進むにつれ、財団の受託業務も拡充されていった。現在は、水道メーター検針業務や給水装置調査等業務、修繕サービス業務といった市民に密接したサービスを提供するほか、浄水場等見学会などを実施し、水道事業に関する知識の醸成に努めることで、水道局とともに本市の水道事業の安定的な運営に貢献している。

水道局からの受託業務が財団の収入の大半を占めている中、近年は水道関連事業を受託する民間企業の台頭もあり、令和4年度以降、収益全体の半分近くを占める検針業務等が民間企業へ委託される。それに伴い、財団の経営は大きな変化が予想されるが、業務縮小に伴う退職者不補充による人件費の削減により対応していく見込みである。一方で、給水装置等の老朽化により、必要性が増している給水装置調査等や修繕サービスなどの維持管理業務には、漏水等の原因究明や修繕方法の検討、水道料金への影響、市民への説明など本市の水道事業に関する包括的な知識と技術が求められる。そのため、現時点では、設立当初から水道局とともに水道事業に携わり、本市の水道事業に精通している財団が受託することで、直営で実施するよりも経済的であり、水道局と同水準のサービスを提供できると考えられる。

このように水道事業を取り巻く環境は設立当時から大きく異なり、日本海タワーの管理運営や検針業務のように、財団に求められる役割も時代とともに大きく変化している。水道局においても人口減少に伴う給水収益の減少や増加する老朽施設の更新に対応するため、業務の一層の効率化を進めなければならず、財団や民間企業への業務

委託は今後も必要性が増していくものと見込まれる。財団においては、水道局とともに培ってきた知識や技術のみならず、公益財団法人としての高い信頼性を生かし、快適な水道サービスの提供に寄与するため、水道局との連携のもと、時代の要請に応じた財団の役割を果たしていくことを望むものである。